

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和8年6月25日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和8年6月25日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

オプシアミスミ

鹿児島市宇宿二丁目314番地20、23、62、63

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による変更に関する届出

令和8年1月30日

3 意見の概要

- (1) 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努めること。〔交通政策課〕
- (2) （交通関係について）来店者をはじめ周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や繁忙期の付近道路への支障回避など、交通安全対策に万全を期すこと。〔安心安全課〕
- (3) （環境保全（騒音・廃棄物等）について）防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講ずること。〔安心安全課〕
- (4) 次の事項を検討し、環境保全・公害防止のための対策をとること。〔環境保全課〕
 - ① 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上となる場合は、鹿児島市環境保全条例に基づき、看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
 - ② 店舗周辺住民等から騒音、振動および悪臭などに関する苦情の申し立てがあったときは、誠意をもって対処すること。
- (5) 建築基準法及び関係規定を順守すること。〔建築指導課〕
- (6) 交通処理計画について、事前予測結果と開店後の状況に大きな乖離が生じた場合は、追加的対応を講ずること。〔街路整備課〕
- (7) 路外駐車場の設置にあたり、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は、必要な手続きを行うこと。〔街路整備課〕
- (8) 計画地南東部に隣接する市道交差点については、改良工事が予定されているため、道路管理者と十分に協議していただきたい。また、これに合わせて出入口No. 4付近の区画線（現在はゼブラ帯）の引き直しも検討していることから、併せて協議をお願いする。〔道路建設課〕
- (9) 周辺の市道金属団地2号線では、朝夕の時間帯に渋滞が発生しているため、駐車場出入口の運用によって慢性的な渋滞が生じるおそれがある場合には、適切な対策を講じていただきたい。〔道路建設課〕